

令和4年4月1日
鉄道・運輸機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「令和4～5年度
関東甲信工事事務局発注者支援業務（新横浜）」に係る落札者の決定及び契約の締結
について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき
民間競争入札を行った「令和4～5年度関東甲信工事事務局発注者支援業務（新横浜）」につい
ては、令和4年2月15日に開札を行い、落札者を決定し、次の通り契約を締結しました
ので公表いたします。

1. 契約締結日

令和4年4月1日

2. 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

石川県金沢市諸江町下丁372番地
株式会社プラネット・コンサルタント
代表取締役 穴太 政洋

3. 契約金額

95,700,000円（税込）

※業務実施期間（令和4年4月1日～令和6年3月29日）2年間分の額

4. 実施期間

令和4年4月1日から令和6年3月29日まで

5. 落札者の評価点

技術評価点（A）	価格評価点（B）	評価値（A+B）
26.14点	4.51	30.65

（注）評価値＝技術評価点（30点）＋価格評価点（30点）

6. 落札者決定の経緯及び理由

「令和4～5年度関東甲信工事事務局発注者支援業務（新横浜）民間競争入札実施要
項」に基づき、入札参加者（2者）から提出された技術資料について、評価項目に基
づき技術評価点を審査した。

入札価格については、令和4年2月15日に開札した結果、2者が予定価格の範囲内であったことから、この2者について総合評価を行ったところ、最も高い評価値を得た上記の者を落札者とした。

7. 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

7. 1. 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局における発注者（関東甲信工事局長をいう。以下同じ。）の業務を支援し、その円滑な履行を図ることを目的とするものである。

(2) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。なお、受発注者間の指示及び承諾行為は受注者の配置予定主任技術者に対して行うため、実施する配置予定技術員は配置予定主任技術者の管理下において作業を行うものである。

1) 工事発注にかかる補助業務

受注者は、発注者が行う工事発注に必要な設計図書作成の補助業務を行い、その結果を報告するものとする。

例…明かり工区（橋りょう、高架橋）における積算資料収集（ケーソン等の基礎構造物やPC桁等の上部工の歩掛事前調査）、数量計算書の整理（長大橋りょう等の概算数量の確認）、積算基礎資料・工事工程表・全体行程表の作成。工事及び役務の履行に係る補助業務

※工事現場の施工管理業務は対象外

2) 受注者は、工事及び役務の受注者等から提出された資料の収集・整理等の補助業務を行い、その結果を報告するものとする。

例…盛土工に関わる積算数量の確認、ニューマチックケーソン工に関わる機械設備等積算単価の確認。地元及び関係機関との協議・調整に係る補助業務

3) 受注者は、発注者が行う関係機関（国、地方自治体、道路管理者、河川管理者等）との協議・調整に要する資料の収集・整理・作成、協議打合せ簿の作成等の補助を行い、その結果を報告するものとする。

例…工事用道路に関わる協議資料作成（造成平面図・断面図作成、概略工事費算出等）、工事用排水路に関わる協議資料作成（図面作成、概略工事費算出）、河川協議・道水路交差協議に関わる資料作成（図面作成、議事録作成）、前述の関係機関との協議に同行。

4) その他

上記各条項において工事及び役務契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。

7. 2. 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

(1) 工事発注にかかる補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(2) 工事及び役務の履行に係る補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に係る補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(4) その他

業務実施にあたって、役務、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに発注者にその内容を正確に伝えること。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、発注者等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告等について

(1) 受注者は、委託契約締結後、遅滞なく実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 受注者は、設計図書の間定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告することができる

(3) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に届出なければならない。

8.2. 秘密の保持等について

(1) 受注者は、本業務の履行以外の目的に、秘密情報を利用してはならない。

(2) 受注者は、秘密情報について、その全部又は一部を第三者に開示し又は漏洩してはならない。

(3) 受注者は、本業務を履行するために必要最小限度の範囲に限り、秘密情報を開示できるものとする。この場合、受注者は、事前に秘密情報を開示する者の名称等その他発注者の求める事項を記載した書面を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 受注者は、必要な限度を超えて秘密情報を複写、複製、電磁的記録化又は改変してはならない。

(5) 受注者は、本業務が終了した場合又は発注者から求めがあった場合には、秘密情報について、発注者に返還又は消去しなければならない。

(6) 受注者は、秘密情報の保持義務に違反したことによって発注者に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。

(7) 受注者は、秘密保持の義務を履行するために必要な体制を整備しなければならない。

8.3. 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、作業の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 発注者は、受注者に対して、作業の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任に関する事項

- (1) 作業を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- (2) 発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

10. 民間事業者における業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要

本業務は町田市内及び山梨県内の工事発注にかかる補助業務、役務および工事の履行に係る補助業務、関係機関等との協議・調整に係る補助業務（資料の収集・整理・作成、協議打合せ簿の作成等）を行うものであり、実施に当たっては主任技術者を1名、技術員を3名配置する。